

パナマにおける新たな外出禁止措置・緩和

令和3年1月12日
在パナマ日本国大使館

【ポイント】

12日、保健省は新たな規制措置等を発表しました。

【本文】

12日、保健省は記者会見にて、最近の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、地域毎に異なる規制を発表しました。その概要は以下のとおりです。

1 全国における夜間外出禁止

1月14日より、午後9時から午前4時まで、夜間外出禁止とする。

2 パナマ県及び西パナマ県における措置

(1) 外出禁止

ア 身分証末尾番号毎の外出可能時間割り振りは廃止し、その他の制限措置は基本的に継続する。

イ 性別毎の買い物可能曜日は引き続き以下の通りとする。

女性：月、水、金

男性：火、木

(2) 夜間外出禁止

1月14日より、月曜から金曜の午後9時から午前4時まで夜間外出禁止とする。

(3) 週末完全外出禁止

1月15日以降、毎週金曜日午後9時から月曜日午前4時の間、週末完全外出禁止（就労、移動なし）とする。

(4) 衛生監視網

維持する。

(5) 密を伴う活動の回避

ア 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、公共、商業その他の性格の場所において、群衆をもたらす行為を禁止する。職務上の会議については、最大25名までとする（2メートルのソーシャルディスタンス及びその他の保健衛生規則を遵守すること）。

イ 時差通勤を設定する。

午前 7 時：建設業
午前 8 時：民間企業
午前 9 時：公共サービス

3 エレラ県における措置

(1) 外出禁止

ア 男女毎に移動可能な曜日（就労なし）は以下のとおり。

女性：月、水、金

男性：火、木

イ 月曜日から金曜日において許容される商業活動は、スーパー、商店、食糧雑貨店、薬局（食料品と医薬品の販売に限る）に限る。

(2) 週末完全外出禁止

1月15日（金）午後9時から18日（月）午前4時まで、週末完全外出禁止（就労、移動なし）とする。

4 コクレ県、ベラグアス県、ロス・サントス県における措置

(1) 週末完全外出禁止（労働、移動なし）

1月15日（金）午後9時から18日（月）午前4時まで、週末完全外出禁止（就労、移動なし）とする。

(2) 商業活動

午後9時からの夜間外出禁止を遵守するため、午後7時30分までの時間において、月曜から金曜まで商業活動を認める。

以上